

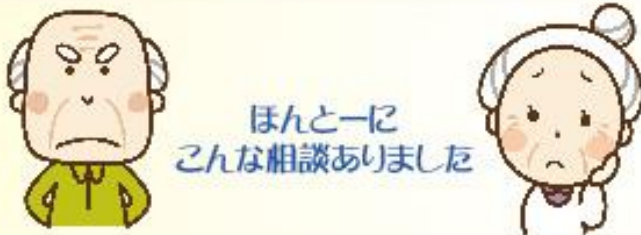
東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.67

発行：東濃西部広域行政事務組合

契約

契約は、申込みと承認の意思表示により成立します。そのため、契約書のような書類を作らなくても契約書に印鑑を押さなくても、口約束だけでも成立するのです。例えばコンビニでパンを買うことも契約です。いったん契約が成立すると、その契約は法律に縛られる為、一方的に契約をやめたり、内容を変更したりすることはできません。民法では、20歳未満の未成年者が契約するには親などの同意が必要と定められており、同意がない契約は取消することができます。しかし、次の4つのケースについて契約は取消しができません。①親が自由に使っていると認めた金額範囲内の契約（例、おこづかい、仕送り）。②親が支払った契約。③結婚している場合（青年とみなされる）。④未成年者自身が20歳以上であるとうそを言った場合。若年者は知識が乏しいことも多く悪質商法に狙われています。20歳以上の年齢を書くよう指示されるなど、強引な方法での契約に注意しましょう。



ほんとーに
こんな相談ありました

友人が使ってみてと電磁治療器を置いていった。書類に何かサインをした。箱からの出さず未使用だったので、半年後に友人に持って帰ってもらった。レンタル代金の請求はがきが届いていたが使っていなかったもので、支払わずにいたが、先日業者から一括請求の連絡があった。払わないといけないのか。

レンタルの契約をしていると思われます。レンタル料金は、未使用、使用に関わらず発生します。友人からのおすすめであっても、どんな契約であるのか必ず書面を確認しましょう。納得がいかなければ断ることも必要です。

4月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	18件
訪問販売	9件
訪問購入	0件
通信販売	42件
連鎖販売	11件
電話勧誘	3件
送り付け商法	0件
無店舗販売	1件
不明・無関係	30件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間／10:00～16:00

相談料／無料

相談／原則予約制

予約／相談を受けたい窓口

※原則、相談は生活圏ですが、生活圏以外の窓口を利用することもできます。

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課／22-1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課／68-9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係／54-1111

E-mail 相談／kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業